

II 自己資本の充実の状況(連結)

1 連結の範囲に関する事項

- ◆ 連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点および相違点が生じた原因

相違点はありません。

- ◆ 連結子会社数ならびに連結子会社の名称および主要な業務内容

- 連結子会社数 2社
- 連結子会社

名称	主要な業務内容
愛知信協株式会社	コンピューターおよび周辺設備機器、事務用機器、店舗設備ならびに自動車等のリース業務等
ジェイエイ愛信ビジネス株式会社	業務受託業務および労働者派遣業務等

- ◆ 比例連結が適用される関連法人
該当する関連法人はありません。
- ◆ 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社
該当する会社はありません。
- ◆ 連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社
該当する会社はありません。
- ◆ 連結グループ内の資金および自己資本の移動にかかわる制限等
該当する制限等はありません。

<規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額>

該当する会社はありません。

2 自己資本の状況

- ◆ 自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は17.36%となりました。

この比率は、国内金融機関が遵守すべき最低基準である4%を大幅に上回っており、健全性を維持する水準を確保しています。

- ◆ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金、永久劣後特約付借入金により調達しています。

普通出資金

項目	内容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	544億円(前年度544億円)

後配出資金

項目	内容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,770億円(前年度1,660億円)

永久劣後特約付借入金

項目	内容
発行主体	愛知県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	永久劣後特約付借入金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	330億円(前年度440億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約	あり(※)

※ 劣後事由（破産の場合、民事再生の場合、日本法以外による倒産手続の場合）が発生・継続している場合を除き、監督当局の事前承認が得られた場合には、前営業日までに事前通知することにより、利息支払日に償還可能

当連結グループは、規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本充実度の評価を行っています。

具体的な自己資本充実度の評価方法については、単体に準じた内容としています。

II 自己資本の充実の状況(連結)

(1) 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	373,269	386,054
うち、出資金及び資本剰余金の額	220,402	231,402
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	159,172	160,624
うち、外部流出予定額(△)	6,306	5,973
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14,548	14,659
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	14,548	14,659
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	44,000	33,000
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	431,818	433,714
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	345	366
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	345	366
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	2	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	347	366
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ))（ハ）	431,470	433,348
リスク・アセット等（三）		
信用リスク・アセットの額の合計額	2,435,370	2,464,721
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	31,923	32,210
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	2,467,294	2,496,931
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(二))	17.49	17.36

注1 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

なお、当会は国内基準を採用しています。

2 当会は、信用リスク・アセット額の算出に当たっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

II 自己資本の充実の状況(連結)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

ア 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

区 分	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット						
現金	6,637	—	—	8,705	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,782,971	—	—	1,447,129	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	185,453	—	—	177,860	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,793	279	11	2,795	279	11
我が国の政府関係機関向け	76,297	7,629	305	70,902	7,090	283
地方三公社向け	16,584	2,093	83	16,204	2,019	80
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,656,884	913,382	36,535	4,855,867	953,162	38,126
法人等向け	364,941	223,023	8,920	334,936	192,750	7,710
中小企業等向け及び個人向け	351	237	9	302	207	8
抵当権付住宅ローン	311	108	4	262	91	3
不動産取得等事業向け	1,553	1,353	54	1,491	1,296	51
三月以上延滞等	19	—	—	15	0	0
取立未済手形	29	5	0	46	9	0
信用保証協会等による保証付	—	—	—	164	16	0
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出 資 等	3,354	3,354	134	3,348	3,348	133
（うち出資等のエクスポージャー）	3,354	3,354	134	3,348	3,348	133
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	407,650	1,004,077	40,163	406,548	1,002,974	40,118
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部T L A C関連 調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	396,297	990,744	39,629	396,297	990,743	39,629
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	1,338	3,345	133	1,338	3,345	133
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金融 機関等に係るその他外部T L A C関連 調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の金 融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る5%基準額を上 回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	10,015	9,987	399	8,912	8,885	355

(単位：百万円)

区 分	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット						
証券化	16,875	3,345	133	26,564	5,302	212
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	16,875	3,345	133	26,564	5,302	212
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算 が適用されるエクスポージャー	1,117,727	276,172	11,046	1,391,515	295,985	11,839
（うちルックスルー方式）	1,117,727	276,172	11,046	1,391,515	295,985	11,839
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセット の額に算入されるものの額			—			—
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)			—			—
標準的手法を適用する エクスポージャー別計	8,640,437	2,435,063	97,402	8,744,662	2,464,536	98,581
CVAリスク相当額÷8%		306	12		184	7
中央清算機関関連 エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	8,640,437	2,435,370	97,414	8,744,662	2,464,721	98,588
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当 額を8%で除して得た額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	31,923	1,276	32,210	1,288		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己 資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	2,467,294	98,691	2,496,931	99,877		

- 注1 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 2 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 3 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 4 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 5 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- 6 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
- 7 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 8 オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

II 自己資本の充実の状況(連結)

3 信用リスクに関する事項

当連結グループでは、当会以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていません。当会における信用リスク管理の方針および手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(P105)をご参照ください。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高				三月以上延滞エクスポージャー	
		うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ			うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ		
国 内	7,462,016	563,989	2,065,721	848	19	7,293,050	562,407	1,713,076	561	15	
国 外	43,817	10,286	33,531	-	-	33,531	-	33,531	-	-	
地域別残高計	7,505,834	574,275	2,099,253	848	19	7,326,581	562,407	1,746,608	561	15	
法人	農業	2,711	2,711	-	-	-	2,556	2,556	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	63,380	53,006	7,805	-	-	53,676	47,707	3,400	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	63,556	50,683	12,662	-	-	55,664	43,155	12,297	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	23,908	15,266	8,642	-	-	24,676	14,140	10,536	-	-
	運輸・通信業	28,020	13,854	13,902	-	-	25,816	11,647	13,905	-	-
	金融・保険業	5,111,002	189,100	110,019	848	3	5,315,560	218,030	103,628	561	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	220,728	220,664	-	-	7	198,435	198,378	-	-	7
	日本国政府・地方公共団体	1,968,424	22,203	1,946,220	-	-	1,624,990	18,692	1,602,838	-	-
	上記以外	4,012	4,011	-	-	-	3,502	3,501	-	-	-
	個人	2,771	2,771	-	-	7	2,412	2,412	-	-	7
その他	17,315	-	-	-	-	19,290	2,185	-	-	-	
業種別残高計	7,505,834	574,275	2,099,253	848	19	7,326,581	562,407	1,746,608	561	15	
1年以下	4,973,691	118,821	356,671	52		4,927,582	131,238	112,280	32		
1年超3年以下	447,826	135,149	312,542	133		769,062	130,575	638,356	130		
3年超5年以下	721,589	112,215	609,164	209		292,367	91,206	200,955	205		
5年超7年以下	96,954	42,876	53,641	436		69,622	42,405	27,022	193		
7年超10年以下	71,481	21,763	49,700	17		70,772	18,530	52,241	-		
10年超	825,188	107,655	717,532	-		819,162	103,411	715,750	-		
期限の定めのないもの	369,103	35,791	-	-		378,012	45,039	-	-		
残存期間別残高計	7,505,834	574,275	2,099,253	848		7,326,581	562,407	1,746,608	561		

- 注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注2 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 注3 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
- 注4 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

ア 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1,474	1,924	—	1,474	1,924	1,924	2,035	—	1,924	2,035
個別貸倒引当金	1,479	568	1,063	416	568	568	6,458	3	564	6,458

イ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度						令和2年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国 内	1,479	568	1,063	416	568		568	6,458	3	564	6,458		
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—		
地 域 別 計	1,479	568	1,063	416	568		568	6,458	3	564	6,458		
法 人	農業	18	44	—	18	44	—	44	293	—	44	293	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	59	191	—	59	191	—	191	191	—	191	191	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	149	—	145	4	—	145	—	5,586	—	—	5,586	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	20	18	—	20	18	—	18	17	—	18	17	—
	金融・保険業	927	4	917	9	4	917	4	—	3	1	—	3
	卸売・小売・飲食・ サービス業	98	88	—	98	88	—	88	152	—	88	152	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	206	220	—	206	220	—	220	215	—	220	215	—	
業 種 別 計	1,479	568	1,063	416	568	1,063	568	6,458	3	564	6,458	3	

注 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

II 自己資本の充実の状況(連結)

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度			令和2年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	2,077,186	2,077,186	—	1,732,718	1,732,718
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	79,090	79,090	—	73,862	73,862
	20%	48,281	4,577,410	4,625,692	55,212	4,775,958	4,831,171
	35%	—	311	311	—	261	261
	50%	193,939	19	193,958	177,914	15	177,929
	75%	—	333	333	—	291	291
	100%	51,918	79,707	131,625	42,051	70,659	112,710
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	397,635	397,635	—	397,635	397,635
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	294,139	7,211,694	7,505,834	275,178	7,051,403	7,326,581	

注1 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。

なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループでは信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続等については、当会に準じて管理しています。具体的な内容は、単体の開示内容（P109）をご参照ください。

<信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額>

（単位：百万円）

区 分	令和元年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	6,118	—	—	6,106	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	24,000	—	—	31,988	—	—
法人等向け	—	652	—	—	520	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	8	—	—	6	—	—
合 計	24,008	6,771	—	31,994	6,626	—

注1 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む。）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、当会以外で派生商品取引および長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針および手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針および手続等の具体的な内容は、単体の開示内容（P110）をご参照ください。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

区 分	令和元年度	令和2年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

II 自己資本の充実の状況(連結)

令和元年度

(単位：百万円)

区 分	グロス再構築 コストの額	信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額	担保			信用リスク削 減効果勘案後 の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	532	853	—	—	—	853
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	20	170	—	—	—	170
派生商品合計	552	1,023	—	—	—	1,023
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約に よる与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	552	1,023	—	—	—	1,023

令和2年度

(単位：百万円)

区 分	グロス再構築 コストの額	信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額	担保			信用リスク削 減効果勘案後 の与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1)外国為替関連取引	—	—	—	—	—	—
(2)金利関連取引	341	561	—	—	—	561
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—	—	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	3	53	—	—	—	53
派生商品合計	344	615	—	—	—	615
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約に よる与信相当額削減効果(▲)		—				—
合 計	344	615	—	—	—	615

注1 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし、0を下回らない。）をいいます。

2 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	プロテクションの購入	プロテクションの提供	プロテクションの購入	プロテクションの提供
想定元本額	—	3,000	—	1,000
種類1	—	3,000	—	1,000
種類2	—	—	—	—
種類3	—	—	—	—

注1 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

2 「プロテクションの購入」とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引、「プロテクションの提供」とは、保証を与える取引を指します。

3 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいい、オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、当会以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引にかかるリスク管理の方針およびリスク特性等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針およびリスク特性等の具体的な内容は、単体の開示内容（P112）をご参照ください。

(1) 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項**ア 保有する証券化エクスポージャーの額**

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン バランス	クレジットカード与信	1,283	—	146
	住宅ローン	7,685	—	9,560
	自動車ローン	7,906	—	16,857
	その他	—	—	—
	合 計	16,875	—	26,564
オフ バランス	クレジットカード与信	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—
	その他	—	—	—
	合 計	—	—	—

注 証券化エクスポージャーは、再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

II 自己資本の充実の状況(連結)

イ リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額 令和元年度

(単位：百万円)

区 分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	16,875	133	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	16,875	133	合 計	—	—
オフ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

令和2年度

(単位：百万円)

区 分	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	26,564	212	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	26,564	212	合 計	—	—
オフ バランス	0%～15%未満	—	—	0%～100%未満	—	—
	15%～50%未満	—	—	100%～250%未満	—	—
	50%～100%未満	—	—	250%～400%未満	—	—
	100%～250%未満	—	—	400%～1250%未満	—	—
	250%～400%未満	—	—	1250%	—	—
	400%～1250%未満	—	—			
	1250%	—	—			
	合 計	—	—	合 計	—	—

注 証券化エクスポージャーは、再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

ウ 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

エ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

7 オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスク（事務リスク）については、親会社である当社が子会社の社員（当社からの出向者を含む。）に対する事務手続やコンプライアンス等の研修を通じ、事務ミスや不祥事の防止に努めています。

8 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等において当社以外に出資その他これに類するエクスポージャーは保有していません。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	14,261	14,261	20,043	20,043
非 上 場	312,883	312,883	312,877	312,877
合 計	327,145	327,145	332,920	332,920

注 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和元年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
11,324	—	17,106	—

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益はありません。

II 自己資本の充実の状況(連結)

9 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	1,117,727	1,391,515
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10 金利リスクに関する事項

当連結グループでは、当会以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかわるリスク管理の方針および手続等は定めていません。当会におけるリスク管理の方針および手続等の具体的な内容は、単体の開示内容(P117)をご参照ください。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	237,604	193,823	16,234	14,034
2	下方平行シフト	—	—	150	223
3	スティープ化	214,394	164,868		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	237,604	193,823	16,234	14,034
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	433,348		431,470	